

文化

bunka@ryukyushimpo.co.jp
TEL 098-865-5162

「戦闘参加者についての申立書」。「要請又は指示を受けた当時の職業(勤務先)」の欄には「幼児」とある。

戦闘参加者についての申立書

死亡者の氏名及び生年月日	昭和27年6月10日	昭和27年6月10日
指示を受けた当時の住所	首里市	
指示を受けた当時の職業(勤務先)	幼児	
要請又は指示を受けた年月日	昭和27年6月10日	昭和27年6月10日
要請又は指示を受けた部隊の名称	陸軍第10軍団	陸軍第10軍団
要請又は指示の内容	戦況の報告	戦況の報告
要請及び指示の年月日時	昭和27年6月10日	昭和27年6月10日
要請及び指示の場所	首里市	首里市
要請及び指示の状況		

沈黙に向き合う 沖繩戦聞き取り47年

(107)

石原 昌家

家永教科書裁判(沖繩戦に関する部分)、大江・岩波沖繩戦裁判、沖繩戦国神社会祀取消裁判(最終アーマ)の争点は、いずれも援護法を一般住民に適用を拡大したことから発生している。しかし、その適用の拡大によって遺家族が経済的・準軍属として認定する

いう援護法の適用拡大について、論じることは避けて通らねばならない戦後沖繩社会の最深处に存するべきことだった。

20ケースに分類

沖繩戦における住民被害の全体像は、1970年前後から74年にかけて、琉球政府、沖繩県による住民が専門家証人として依頼されることになったので、結果的に沖繩社会のタブー破りをせざるを得なくなったのである。しかも、先順位

政府、沖繩県遺族連合会、軍人軍属を対象にした援護法を、一般住民に適用させる理屈はこうである。住民が日本軍部隊から命令、要請、指示を受けた時点で「国と雇用類似の関係」が発生したとみなす。そして住民が積極的に戦闘に協

歴史修正主義を正す③

靖国神社へ合祀されていくことになった。最後に沖繩県全体が戦場となった「特殊事情」という理由で、一般住民にも軍人同様に援護法が適用されることになった。

軍人軍属を対象にした援護法を、一般住民に適用させる理屈はこうである。住民が日本軍部隊から命令、要請、指示を受けた時点で「国と雇用類似の関係」が発生したとみなす。そして住民が積極的に戦闘に協

タブー破り捏造暴く

「非国民」も戦闘参加者に

遺族給与金受給者は355人(2019年)に激減しており、さしむねは著しく減少している。

住民からの聞き取りによった。沖繩戦における住民被害の全体像を把握している。制定された援護法を「国と雇用類似」が明確な軍人軍属にたいして53年から適用を開始し、56年から全面的に軍隊化した学舎から、特に沖繩では戦場動員された男女中等学校生徒たちにも軍人、軍属という身分で援護法が適用されることになり、戦没学徒は男女とも

島田知事を例に

そのタブー破りを仕掛けたいのは、じつは教科書検定時における国側、軍民一体化を志向する歴史修正主義者であった。さらに、遺族年金受給者の遺族による沖繩戦国神社会祀取消の訴えは、援護法による沖繩戦体

力したという現証証明を添えたら、戦闘参加者という法的身分を付与し、そして軍人軍属として援護法の対象となり、遺家族は遺族給与金を受給され、戦争死没者は靖国神社に祭神として合祀される。日本政府は戦闘参加者として認定するた

に気づいた。まもなく、映画「島守の塔」が上映されることになり沖繩県最後の官選知事島田敏が話題になっているが、⑨にはつぎのような説明が載っていた。

「県庁職員は昭和二〇年二月七日、長参謀長島田知事の戦場行政打ち合わせ以来、知事以下軍と一体となり、軍の戦力維持に挺身し、国頭へ疎明、食糧増産、壕内生活の指導、志気高揚の企画・指導を行い、軍の作戦に協力し、島尻南部においては知事以下多数の犠牲者を出している。また沖繩新報社は緊急戦備下令後、昭和二〇年四月二四日頃「」新聞発行停止まで軍の報道業務に協力し、その後は一般住民と同様に壕掘り等に協力した」

つまり、島田知事も軍の指示、要請を受けた時点で「国と雇用類似の関係」が生じたとみなされ、積極的に戦闘に協力したので、戦闘参加者という法的身分が付与され、準軍属になれ

島田家が申請したか否か、私は知らない。しかし、日本政府が沖繩県最後の官選知事島田敏をこのように位置づけていたかという公式文書が残されていることは確かである。(拙著「国家に捏造される沖繩戦体験」準軍属扱いは0歳児・靖国神社へ合祀」イパウト出版会、2022年、350-358頁)。

島田知事が県庁建物を後にするとき、県庁女子職員に小声で、日本軍と行動を共にしないで、米軍に投降するよう伝えた(山根和枝証言)。日本軍に知られたら銃殺されたであろう「非国民発言」をしていたことを、57年に日本政府が認識していたら、この概況表でどう説明したであろうか。その疑問にもちゃんと答えている。⑨「スパイ嫌疑による斬殺」では、日本軍によって行われたものと、米軍によって斬殺されたものの二つがある。「一、日本軍によるもの(イ)投降勧告の行為をなし」と、「一、非国民」でも申請すれば戦闘参加者扱いになれる。(次回8月後半掲載)